



# 宮 崎 県 公 報

平成28年9月29日(木曜日)号外 第47号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

規 則	頁	告 示	頁
○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課)	1	○宮崎県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示…………… (環境管理課)	5

## 規 則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第70号

#### 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年宮崎県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者資格)</p> <p>第2条の2 条例第5条及び第49条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(家賃の減免基準)</p> <p>第12条 条例第13条(条例第28条第4項、第29条第8項、第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。次条及び第14条において同じ。)の規定による家賃の減免は、次に掲げる事項を基準として行うものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 入居者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による住宅扶助を受けていること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(割増賃料)</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第2条の2 条例第5条及び第49条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(家賃の減免基準)</p> <p>第12条 条例第13条(条例第28条第4項、第29条第8項、第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。次条及び第14条において同じ。)の規定による家賃の減免は、次に掲げる事項を基準として行うものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 入居者が生活保護法による住宅扶助を受けていること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(割増賃料)</p>

第31条 条例第54条第2項の規則で定める額は、条例第51条の家賃又は条例第52条の規定により変更し、若しくは別に定める家賃の額に次の各号に掲げる収入（住宅令第1条第3号に規定する収入をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(特定公共賃貸住宅の家賃の減額)

第32条 条例第58条の規定による家賃の減額の額は、特定公共賃貸住宅の家賃の額から、当該特定公共賃貸住宅の管理開始の日から同日以後最初の10月1日（以下「基準日」という。）の前日までの期間及び基準日から起算して1年間においては特定公共賃貸住宅の家賃の範囲内で知事が定める額（以下「当初入居者負担額」という。）を、基準日から起算して1年を経過した日以後においては当初入居者負担額に基準日から起算して経過した年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を指数とする1.05のべき乗を乗じて得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が当該特定公共賃貸住宅の家賃の額を超えるときは、当該特定公共賃貸住宅の家賃の額とする。以下「標準入居者負担額」という。）を減じた額とする。ただし、次の各号に掲げる者については、当該特定公共賃貸住宅の家賃の額から当該各号に掲げる額（その額が当該特定公共賃貸住宅の家賃の額を超えるときは、当該特定公共賃貸住宅の家賃の額）を減じた額とする。

(1) 現に入居している特定公共賃貸住宅に引き続き入居している期間（公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「住宅法」という。）第28条第1項に該当していた者については、公営住宅（住宅法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）に入居し、かつ、収入が26万3,000円を超えていた期間を算入する。）が2年以上であり、かつ、最近の2年間の収入が引き続き26万3,000円を超える者（次号から第4号までに掲げる者を除く。） 当初入居者負担額又は標準入居者負担額に1.2を乗じて得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 現に入居している特定公共賃貸住宅に引き続き入居している期間（住宅法第28条第1項に該当していた者については、公営住宅に入居し、かつ、収入が35万円を超えていた期間を算入する。次号、第4号及び次項において同じ。）が2年以上であり、かつ、最近の2年間の収入が引き続き35万円を超える者（次号及び第4号に掲げる者を除く。） 前号に掲げる額に、当該特定公共賃貸住宅の家賃の額から前号に掲げる額を差し引いた額（以下「第1号該当者軽減額」という。）の4分の1を加えて得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(3) 現に入居している特定公共賃貸住宅に引き続き入居している期間が3年以上であり、かつ、最近の3年間の収入が引き続き35万円を超える者（次号に掲げる者を除く。） 第1号に掲げる額に、第1号該当者軽減額の2分の1を加えて得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(4) 現に入居している特定公共賃貸住宅に引き続き入居している期間が4年以上であり、かつ、最近の4年間の収入が引き続

第31条 条例第54条第2項の規則で定める額は、条例第51条の家賃又は条例第52条の規定により変更し、若しくは別に定める家賃の額に次の各号に掲げる収入（住宅令第1条第3号に規定する収入をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(特定公共賃貸住宅の家賃の減額)

第32条 条例第58条の規定による家賃の減額の額は、特定公共賃貸住宅の家賃の額から、当該特定公共賃貸住宅の管理開始の日から同日以後最初の10月1日（以下「基準日」という。）の前日までの期間及び基準日から起算して1年間においては特定公共賃貸住宅の家賃の範囲内で知事が定める額（以下「当初入居者負担額」という。）を、基準日から起算して1年を経過した日以後においては当初入居者負担額に基準日から起算して経過した年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を指数とする1.05のべき乗を乗じて得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が当該特定公共賃貸住宅の家賃の額を超えるときは、当該特定公共賃貸住宅の家賃の額とする。以下「標準入居者負担額」という。）を減じた額とする。ただし、次の各号に掲げる者については、当該特定公共賃貸住宅の家賃の額から当該各号に掲げる額（その額が当該特定公共賃貸住宅の家賃の額を超えるときは、当該特定公共賃貸住宅の家賃の額）を減じた額とする。

(1) 現に入居している特定公共賃貸住宅に引き続き入居している期間（公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「住宅法」という。）第28条第1項に該当していた者については、公営住宅（住宅法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）に入居し、かつ、所得（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第1条第3号に規定する所得をいう。以下同じ。））が26万3,000円を超えていた期間を算入する。）が2年以上であり、かつ、最近の2年間の所得が引き続き26万3,000円を超える者（次号から第4号までに掲げる者を除く。） 当初入居者負担額又は標準入居者負担額に1.2を乗じて得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 現に入居している特定公共賃貸住宅に引き続き入居している期間（住宅法第28条第1項に該当していた者については、公営住宅に入居し、かつ、所得が35万円を超えていた期間を算入する。次号、第4号及び次項において同じ。）が2年以上であり、かつ、最近の2年間の所得が引き続き35万円を超える者（次号及び第4号に掲げる者を除く。） 前号に掲げる額に、当該特定公共賃貸住宅の家賃の額から前号に掲げる額を差し引いた額（以下「第1号該当者軽減額」という。）の4分の1を加えて得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(3) 現に入居している特定公共賃貸住宅に引き続き入居している期間が3年以上であり、かつ、最近の3年間の所得が引き続き35万円を超える者（次号に掲げる者を除く。） 第1号に掲げる額に、第1号該当者軽減額の2分の1を加えて得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(4) 現に入居している特定公共賃貸住宅に引き続き入居している期間が4年以上であり、かつ、最近の4年間の所得が引き続

き35万円を超える者 第1号に掲げる額に、第1号該当者軽減額の4分の3を加えて得た額(100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

2 前項の規定にかかわらず、現に入居している特定公共賃貸住宅に引き続き入居している期間が5年以上であり、かつ、最近の5年間の収入が引き続き35万円を超える者については、条例第58条の規定による家賃の減額を行わないものとする。

3 知事は、現に条例第58条の規定による家賃の減額を受けている者について、退職、扶養親族の増加等によりその者の収入に著しい変動が生じたと認めるときは、その者の家賃の減額の変更を行うことができる。

(特定公共賃貸住宅の入居者の所得の額)

第34条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第7条第1号の知事が定める額は、48万7,000円とする。

(地域特別賃貸住宅の入居者の収入の基準)

第35条 条例第61条第2号の規則で定める収入の基準は、入居の申込みをした日において、15万8,000円以上48万7,000円以下の範囲とする。

附 則

10 [略]

き35万円を超える者 第1号に掲げる額に、第1号該当者軽減額の4分の3を加えて得た額(100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

2 前項の規定にかかわらず、現に入居している特定公共賃貸住宅に引き続き入居している期間が5年以上であり、かつ、最近の5年間の所得が引き続き35万円を超える者については、条例第58条の規定による家賃の減額を行わないものとする。

3 知事は、現に条例第58条の規定による家賃の減額を受けている者について、退職、扶養親族の増加等によりその者の所得に著しい変動が生じたと認めるときは、その者の家賃の減額の変更を行うことができる。

(特定公共賃貸住宅の入居者の所得の額)

第34条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条第1号の知事が定める額は、48万7,000円とする。

(地域特別賃貸住宅の入居者の収入の基準)

第35条 条例第61条第2号の規則で定める収入の基準は、入居の申込みをした日において、15万8,000円以上48万7,000円以下の所得の範囲とする。

附 則

10 [略]

(公営住宅法施行令の一部改正に伴う経過措置)

11 平成28年10月1日から平成29年3月31日までの間、平成28年10月1日において現に県営住宅に入居している者(以下「現入居者」という。)に係る第12条第1項第1号の規定の適用については、同号中「公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「住宅令」という。)第1条第3号」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第364号)による改正前の公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第1条第3号」と、現入居者に係る第31条第1項の規定の適用については、同項中「住宅令第1条第3号」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第364号)による改正前の公営住宅法施行令第1条第3号」とする。

様式第2号(第2条関係)

(表)

[略]

※ 「特扶(特定扶養親族)」及び「老扶(老人扶養親族)」の該当の有無については、入居申込時点での年齢が基準となります。

※ 記入に当たっては、裏面の注意事項をお読みください。

[略]

(裏)

※ 記入に当たっての注意事項

1 この申告書には、本人、同居予定者及び別居の扶養親族(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第34号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)の全ての方について、所要の事項を記入してください。

2 記入の仕方

(1) 記入に当たっては、黒色のペン又はボールペンを使用してください。

(2) 「年間所得金額(円)」欄には、各種所得(給与所得、事業所得、配当所得、利子所得、不動産所得、山林所得、譲渡所得、雑所得等)の合計額を記入してください。

なお、所得の種類が複数ある場合は、「備考」欄にその

[略]

※ 「特扶(特定扶養親族)」及び「老扶(老人扶養親族等)」の該当の有無については、入居申込時点での年齢が基準となります。

※ 記入に当たっては、別添の注意事項をお読みください。

[略]

内訳を記入してください。

(3) その他「備考」欄には、次に掲げる内容を記入してください。

ア 昨年 1 月 2 日以降に事業所得者になった場合は、その事業の開始年月日

イ 昨年 1 月 2 日以降に給与所得者になった場合は、その会社等への就職年月日

ウ 現在収入がなくなっている場合は、その原因（退職等）及び時期

3 用語の説明

(1) 特扶：扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者

(2) 老扶：扶養親族のうち、年齢70歳以上の者

(3) 障害：心神喪失の常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者

(4) 特障：障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者

(5) 寡婦：次に掲げる者

ア 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族を有するもの

イ アに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、合計所得金額（所得税法第2条第1項第30号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が 500万円以下であるもの

(6) 寡夫：妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者のうち、その者と生計を一にする親族を有し、かつ、合計所得金額が 500万円以下であるもの

(注) 上記の年齢は、入居申込時点での年齢が基準となります。

様式第13号（第11条関係）

[略]

※ 「特扶（特定扶養親族）」及び「老扶（老人扶養親族）」の該当の有無については、今年の10月1日現在の年齢が基準となります。

[略]

様式第31号（第21条関係）

[略]

同居させる者					
性別及び同（別）居の区分は、該当する番号を○で囲むこと。	該当するものに○印を記入				金額を右詰めで記入
[略]	老 人	特定 扶養 親族	障害者 一 般	特 別 ]	[略] ]
[略]					
現在入居者及び同居者					
[略]	老 人	特定 扶養 親族	障害者 一 般	特 別 ]	[略] ]
[略]					

[略]

※ 添付又は提示書類  
1～5 [略]

様式第13号（第11条関係）

[略]

※ 「特扶（特定扶養親族）」及び「老扶（老人扶養親族等）」の該当の有無については、今年の10月1日現在の年齢が基準となります。

[略]

様式第31号（第21条関係）

[略]

同居させる者					
性別及び同（別）居の区分は、該当する番号を○で囲むこと。	該当するものに○印を記入				金額を右詰めで記入
[略]	特 扶	老 扶	障 害	特 障 ]	[略] ]
[略]					
現在入居者及び同居者					
[略]	特 扶	老 扶	障 害	特 障 ]	[略] ]
[略]					

[略]

※ 添付又は提示書類  
1～5 [略]

様式第49号 (第30条、第31条関係)

[略]

[略]	
5	収入決定の基礎
本人及び同居者の所得	控除の内訳 ( 年10月1日現在)
所得金額	控 除 額
続柄	
[略]	
	円 障害者(一般) [略]
	円 障害者(特別) [略]
[略]	

様式第50号 (第30条関係)

[略]

※ 「特扶(特定扶養親族)」及び「老扶(老人扶養親族)」の該当の有無については、今年の10月1日現在の年齢が基準となります。

様式第51号 (第30条関係)

[略]

別紙

[略]

収入決定の基礎	
本人及び同居者の所得	控除の内訳 ( 年10月1日現在)
所得金額	控 除 額
続柄	
[略]	
	円 障害者(一般) [略]
	円 障害者(特別) [略]
[略]	

※ 記入に当たっては、別添の注意事項をお読みください。

様式第49号 (第30条、第31条関係)

[略]

[略]	
5	収入決定の基礎
本人及び同居者の所得	控除の内訳 ( 年10月1日現在)
所得金額	控 除 額
続柄	
[略]	
	円 障害者 [略]
	円 特別障害者 [略]
[略]	

様式第50号 (第30条関係)

[略]

※ 「特扶(特定扶養親族)」及び「老扶(老人扶養親族等)」の該当の有無については、今年の10月1日現在の年齢が基準となります。

様式第51号 (第30条関係)

[略]

別紙

[略]

収入決定の基礎	
本人及び同居者の所得	控除の内訳 ( 年10月1日現在)
所得金額	控 除 額
続柄	
[略]	
	円 障害者 [略]
	円 特別障害者 [略]
[略]	

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、平成28年10月1日から施行する。  
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示をここに公表する。

平成28年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 626号

宮崎県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示

宮崎県環境影響評価技術指針(平成12年宮崎県告示第 807号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(環境影響評価の項目の選定)	(環境影響評価の項目の選定)
第4条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定する	第4条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定する

に当たっては、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、別表第 1 の 1 の表から 28 の表までの備考第 2 号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因について別表第 1 においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定しなければならない。

2～7 [略]

（参考手法）

第 6 条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法（参考項目に係るものに限る。）を選定するに当たっては、別表第 1 の 1 の表から 28 の表までの備考第 2 号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに別表第 2 に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この項及び別表第 2 において「参考手法」という。）を勘案しつつ、第 3 条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ選定しなければならない。

2・3 [略]

（対象港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続）

第 16 条 [略]

2 第 3 条から前条まで（第 3 条第 1 項第 1 号ウ及びエ、第 8 条第 3 項並びに前条第 9 号を除く。）の規定は、条例第 37 条第 1 項の規定による対象港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第 3 条第 1 項第 1 号ア中「対象事業の種類」とあるのは「主要な港湾施設の規模及び配置に関する事項の概要」と、同号イ中「対象事業実施区域の位置」とあるのは「埋立地の規模及び配置に関する事項の概要」と、第 4 条第 2 項中「土地の形状の変更、工作物」とあるのは「埋立地の存在、主要な港湾施設」と、同項第 1 号中「対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る主要な港湾施設又は埋立地の存在及び当該主要な港湾施設又は埋立地において行われることが想定される事業活動その他の人の活動であって対象港湾計画の目的に含まれるもの（別表第 1 の 28 の表において「主要な港湾施設又は埋立地の存在及び供用」という。）」と、同項第 2 号中「対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第 1 において「土地又は工作物の存在及び供用」という。）」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る主要な港湾施設の撤去又は廃棄」と、第 8 条第 1 項第 4 号中「期間又は時間帯（別表第 2 において「予測対象時期等」という。） 供用開始後定常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間」とあるのは「又は時間帯（別表第 2 において「予測対象時期等」という。） 選定項目ごとの港湾環境影響を的

に当たっては、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、別表第 1 の 1 の表から 29 の表までの備考第 2 号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因について別表第 1 においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定しなければならない。

2～7 [略]

（参考手法）

第 6 条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法（参考項目に係るものに限る。）を選定するに当たっては、別表第 1 の 1 の表から 29 の表までの備考第 2 号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに別表第 2 に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この項及び別表第 2 において「参考手法」という。）を勘案しつつ、第 3 条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ選定しなければならない。

2・3 [略]

（対象港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続）

第 16 条 [略]

2 第 3 条から前条まで（第 3 条第 1 項第 1 号ウ及びエ、第 8 条第 3 項並びに前条第 9 号を除く。）の規定は、条例第 37 条第 1 項の規定による対象港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第 3 条第 1 項第 1 号ア中「対象事業の種類」とあるのは「主要な港湾施設の規模及び配置に関する事項の概要」と、同号イ中「対象事業実施区域の位置」とあるのは「埋立地の規模及び配置に関する事項の概要」と、第 4 条第 2 項中「土地の形状の変更、工作物」とあるのは「埋立地の存在、主要な港湾施設」と、同項第 1 号中「対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る主要な港湾施設又は埋立地の存在及び当該主要な港湾施設又は埋立地において行われることが想定される事業活動その他の人の活動であって対象港湾計画の目的に含まれるもの（別表第 1 の 29 の表において「主要な港湾施設又は埋立地の存在及び供用」という。）」と、同項第 2 号中「対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第 1 において「土地又は工作物の存在及び供用」という。）」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る主要な港湾施設の撤去又は廃棄」と、第 8 条第 1 項第 4 号中「期間又は時間帯（別表第 2 において「予測対象時期等」という。） 供用開始後定常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間」とあるのは「又は時間帯（別表第 2 において「予測対象時期等」という。） 選定項目ごとの港湾環境影響を的

確に把握できる時期」と、第15条第1号中「氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称及び住所」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と読み替えるものとする。

確に把握できる時期」と、第15条第1号中「氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称及び住所」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と読み替えるものとする。

別表第1の9の表中

重要な種及び注目すべき生息地（海域に生育するものを除く。）	海域に生育する動物
-------------------------------	-----------

を

重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	海域に生息する動物
-------------------------------	-----------

に改める。

別表第1の28の表を別表第1の29の表とし、別表第1の27の表の次に次の1表を加える。

28 施行規則別表第 1 の 19 の項に掲げる事業（以下「その他の土地造成事業」という。）

環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな関係の維持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		歴史的・文化的な環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				
	大気環境			水環境			土壌に係る環境			動物	植物	生態系	景観	人と自然との豊かな関係の維持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		廃棄物等	文化財	
	大気質	騒音	振動	水質	その他	地形及び地質	その他	人と自然との豊かな関係の維持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との豊かな関係の維持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									
	窒素酸化物等	粉じん等	騒音	振動	騒音	振動	水質	水の汚れ	水の濁り	重要な地形及び地質	重要な地形及び地質	重要な地形及び地質	重要な地形及び地質	重要な地形及び地質	重要な地形及び地質	重要な地形及び地質	重要な地形及び地質	重要な地形及び地質
工事の実施																		
土地又は工作物の存在及び供用																		
備考																		

備考  
 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。  
 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するその他の土地造成事業の内容を踏まえて区分したものである。  
 (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。  
 (2) 雨水等の排水を行うこと。  
 (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。  
 (4) 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、商業・業務施設、教育・研究施設並びに太陽光発電所等の立地の用に供されること。  
 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行に伴い発生する粒子状物質をいう。  
 4 この表において「重要な地形及び地質」とは、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。  
 5 この表において「光害」とは、漏れ光、障害光、反射光等による良好な光環境の阻害又はそれによる人間の諸活動や動植物への悪影響をいう。  
 6 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要な生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。  
 7 この表において「重要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。  
 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合は眺望される景観をいう。  
 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。



次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第 2 参考手法 (第 6 条関係)				別表第 2 参考手法 (第 6 条関係)			
参考項目		参考手法		参考項目		参考手法	
環境要素 の区分	影響要因の区 分	調査の手法	予測の手法	環境要素 の区分	影響要因の区 分	調査の手法	予測の手法
[略]				[略]			
窒素酸化 物	[略]	[略]		窒素酸化 物	[略]	[略]	
	[略]	[略]			[略]	[略]	
	土石等採取事 業に係る土石 等の搬出入	[略]			土石等採取事 業に係る土石 等の搬出入	[略]	
[略]				[略]			
粉じん等	[略]	[略]		粉じん等	[略]	[略]	
	土石等採取事 業に係る建設 機械の稼働、 資材及び機械 の運搬に用い る車両の通行 、プラント及 び採取機械等 の稼働、土石 等の搬出入	[略]			土石等採取事 業に係る建設 機械の稼働、 資材及び機械 の運搬に用い る車両の通行 、プラント及 び採取機械等 の稼働、土石 等の搬出入	[略]	
	[略]	[略]			その他の土地 造成事業に係 る建設機械の 稼働、資材及 び機械の運搬 に用いる車両 の運行	[略]	
[略]				[略]			
騒音	[略]	[略]		騒音	[略]	[略]	
	土石等採取事 業に係る建設 機械の稼働	[略]			土石等採取事 業に係る建設 機械の稼働	[略]	
	[略]	[略]			その他の土地 造成事業に係 る建設機械の 稼働	[略]	
[略]				[略]			
騒音	[略]	[略]		騒音	[略]	[略]	
	土石等採取事 業に係る資材 及び機械の運 搬に用いる車 両の運行	[略]			土石等採取事 業に係る資材 及び機械の運 搬に用いる車 両の運行	[略]	
	[略]	[略]			その他の土地 造成事業に係	[略]	

					る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
	[略]				[略]	
	[略]	[略]			[略]	[略]
	土石等採取事業に係る土石等の搬出入				土石等採取事業に係る土石等の搬出入	
	[略]				その他の土地造成事業に係る自動車の走行	
	[略]				[略]	
[略]						
振動	[略]	[略]				
	土石等採取事業に係る建設機械の稼働				土石等採取事業に係る建設機械の稼働	
	[略]	[略]			その他の土地造成事業に係る建設機械の稼働	
	土石等採取事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行				土石等採取事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
	[略]				その他の土地造成事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
	[略]	[略]			[略]	
	[略]	[略]			土石等採取事業に係る土石等の搬出入	
	土石等採取事業に係る土石等の搬出入				その他の土地造成事業に係る自動車の走行	
	[略]				[略]	
[略]						
水の汚れ	[略]					
	[略]	[略]				
	養豚場事業に係る施設の稼働				養豚場事業に係る施設の稼働	
	[略]				その他の土地造成事業に係る宅地等にお	

					ける人の活動	
	[略]				[略]	
水の濁り	[略]			水の濁り	[略]	
	[略]	[略]			[略]	
	農用地造成事業に係る雨水の排水				農用地造成事業に係る雨水の排水	
					その他の土地造成事業に係る雨水の排水	
	[略]				[略]	
[略]				[略]		
重要な地形及び地質	[略]	[略]		重要な地形及び地質	[略]	[略]
	土石等採取事業に係る土石等採取用プラントの建設、土石等の採取				土石等採取事業に係る土石等採取用プラントの建設、土石等の採取	
	[略]				その他の土地造成事業に係る敷地の存在(土地の改変)	
	[略]				[略]	
[略]				[略]		
風車の影	[略]			風車の影	[略]	
				光害	その他の土地造成事業に係る建造物の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 土地利用の状況</p> <p>(2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>3 調査地域</p> <p>土地利用及び地形の特性を踏まえて光害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査期間等</p> <p>土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時</p>
						<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>漏れ光、障害光、反射光等の有無や程度について、土地利用及び地形の特性を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて光害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における光害に係る環境影響を的</p>

						期	確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設等の設置が完了する時期
重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	[略]	[略]		重要な種及び注目すべき生息地	[略]	[略]	
	飛行場事業に係る飛行場の存在				飛行場事業に係る飛行場の存在		
	火力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在				地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在		
	地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在				風力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在		
	[略]				[略]		
	土石等採取事業に係る土石等採取用プラントの建設、土石等の採取				土石等採取事業に係る土石等採取用プラントの建設、土石等の採取		
					その他の土地造成事業に係る敷地の存在(土地の改変)		
	[略]				[略]		
	水力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在、貯水池の存在、河水の取水	[略]			水力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在、貯水池の存在、河水の取水		[略]
	風力発電所事	1 調査すべき	1 予測の基本				

	<p>業に係る施設の稼働</p>	<p>情報                  (1) 哺乳類及び鳥類に係る動物相の状況                  (2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況                  2 調査の基本的な手法                  文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析                  3 調査地域                  対象事業実施区域及びその周辺の区域                  4 調査地点                  動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路                  5 調査期間等                  動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間</p>	<p>的な手法                  動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析                  2 予測地域                  調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域                  3 予測対象時期等                  動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>					
--	------------------	--	---	--	--	--	--	--

	、時期及び時間帯					
<p>[略]</p>			<p>重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)</p>	<p>[略]</p>	<p>1 調査すべき情報                  (1) 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び昆虫類に関する動物相の状況                  (2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況                  2 調査の基本的な手法                  文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析                  3 調査地域                  対象事業実施区域及びその周辺の区域                  4 調査地点                  動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路                  5 調査期間等                  動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地</p>	<p>1 予測の基本的な手法                  動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析                  2 予測地域                  調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域                  3 予測対象時期等                  動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
				<p>火力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在                  風力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在</p>		

					に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
	風力発電所事業に係る施設の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 哺乳類及び鳥類に係る動物相の状況</p> <p>(2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>			

					における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
[略]			[略]			
重要な種及び群落 (海域に生育するものを除く。)	[略]	[略]	重要な種及び群落 (海域に生育するものを除く。)	[略]	[略]	重要な種及び群落 (海域に生育するものを除く。)
	飛行場事業に係る飛行場の存在			飛行場事業に係る飛行場の存在		
	火力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在			火力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在		
	地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在			地熱発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在		
	風力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在			風力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在		
[略]		[略]	[略]			
土石等採取事業に係る土石等採取用プラントの建設、土石等の採取		土石等採取事業に係る土石等採取用プラントの建設、土石等の採取	その他の土地造成事業に係る敷地の存在 (土地の改変)			
[略]		[略]	[略]			
			重要な種及び群落 (海域に生育するものを除く。)	火力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影	1 調査すべき情報 (1) 種子植物その他主	1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落



		<p>ものを除く。)</p> <p>響、地形改変及び施設の存在</p> <p>風力発電所事業に係る造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在</p>	<p>な植物に係る植物相及び植生の状況</p> <p>(2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
--	--	--	---	--

[略]			[略]		
地域を特徴づける生態系	[略]	[略]	地域を特徴づける生態系	[略]	[略]
	土石等採取事業に係る土石等採取用プラントの建設、土石等の採取			土石等採取事業に係る土石等採取用プラントの建設、土石等の採取 その他の土地造成事業に係る敷地の存在(土地の改変)	
[略]			[略]		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	[略]	[略]	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	[略]	[略]
	土石等採取事業に係る土石等採取用プラントの建設、土石等の採取			土石等採取事業に係る土石等採取用プラントの建設、土石等の採取 その他の土地造成事業に係る敷地の存在(土地の改変)、構造物の存在	
[略]			[略]		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	[略]	[略]	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	[略]	[略]
	土石等採取事業に係る土石等採取用プラントの建設、土石等の採取			土石等採取事業に係る土石等採取用プラントの建設、土石等の採取 その他の土地造成事業に係る敷地の存在(土地の改変)、構造物の存在	
[略]			[略]		
建設工事に伴う副産物	[略]	[略]	建設工事に伴う副産物	[略]	[略]
	土石等採取事業に係る土石等採取用プラントの建設			土石等採取事業に係る土石等採取用プラントの建設 その他の土地造成事業に係る造成工事	
[略]			[略]		
文化財	[略]	[略]	文化財	[略]	[略]
	土石等採取事業に係る土石等採取用プラントの建設、土石等の採取			土石等採取事業に係る土石等採取用プラントの建設、土石等の採取	

				その他の土地 造成事業に係 る造成工事、 敷地の存在（ 土地の改変）	
[略]			[略]		
備考 1～6 [略]  7～12 [略]			備考 1～6 [略] 7 この表において「光害」とは、漏れ光、障害光、反射 光等による良好な光環境の阻害又はそれによる人間の諸 活動や動植物への悪影響をいう。 8～13 [略]		

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

